

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年七月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県飯能市大字双柳九百四十七番地七

エフ・エム・テイ合同会社

二 指定年月日

平成三十年七月十三日